

中部運輸局自動車交通部

令和5年4月18日

中部運輸局自動車交通部旅客第二課

同時発表：国土交通省自動車局旅客課

配布先：静岡県政記者クラブ・福井県政記者クラブ・東海交通研究会

タクシー事業者に対する燃料価格激変緩和対策事業（第7期）を実施します ～令和5年1月1日から3月31日の間のLPガスの価格高騰相当分を支援～

「タクシー事業者に対する燃料価格激変緩和対策事業」（第7期）の申請受付を、
4月18日（火）から開始します。
今回の対象期間は令和5年1月1日～3月31日です。

国土交通省では、現在の原油価格の高騰を受け、国民生活等への不測の影響を緩和するため、LPガスを使用するタクシー事業者に対して、燃料高騰相当分を支援する事業を実施しています。

今般、第1期～第6期に続き、第7期（令和5年1月1日～3月31日）の申請受付を開始します。

1 補助対象事業者

一般乗用旅客自動車運送事業者

2 申請受付期間

令和5年4月18日（火）～令和5年6月8日（木）16時

3 支援内容

令和5年1月1日～3月31日の間における、LPガスの価格高騰相当分を支援。

※令和5年4月以降の事業については、別途お知らせします。

4 事業の執行団体

タクシー事業者に対する燃料価格激変緩和対策事業 事務局

（パシフィックコンサルタンツ（株）内）

具体的な事業内容や申請方法等の詳細については、事務局のホームページをご確認ください。

【事務局特設Webサイト】

<https://www.lpg-subsidy.pacific-hojo.jp/>

※第1期～第6期とは申請書、電話番号、提出メールアドレス等が異なりますのでご注意ください。

5 その他

- ・令和5年4月以降の事業については、別途お知らせします。
- ・第1期～第6期（令和4年1月～12月分）の受付は終了しております。
- ・第4期～第6期に補助金を受領された事業者においては、第7期については申請が簡便になる場合があります。詳しくは事務局特設Webサイトをご覧ください。

【お問い合わせ先】

（補助事業の申請に関すること）

タクシー事業者に対する燃料価格激変緩和対策事業 事務局

（パシフィックコンサルタンツ（株）内）

TEL：050-5527-0234

※第1期～第6期と異なりますのでご注意ください。

（プレスに関すること）

中部運輸局自動車交通部旅客第二課

江口、柴田

TEL：052-952-8036

令和5年**1~3**月

第7期
タクシー事業者対象

LPガス価格高騰分相当への

補助金 交付します!



補助金に関する不明な点は、下記までお気軽にお問合せください。

**タクシー事業者に対する
燃料価格激変緩和対策事業事務局**

TEL: **050-5536-5145** 【受付時間】
平日10:00~16:00(土日祝日を除く)

H P : <https://www.lpg-subsidy.pacific-hojo.jp/>

QRコード



補助対象

補助金を申請できるのは、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1項ハに規定する「一般乗用旅客自動車運送事業」を経営するタクシー事業者です。

- ① **タクシー事業者（福祉タクシー含む）※**
- ② **令和5年1月1日（日）～3月31日（金）に稼働していた車両**
- ③ **燃料区分はLPガスに限る**

※補助対象事業者についての詳細は、ホームページ上の公募要領をご確認ください。

申請は事業許可を取得している事業者単位とし、1事業者での申請は1回のみとします。

申請方法と申請受付期間

以下の①②③では、それぞれ申請方法が異なります。

ホームページへアクセスし、案内にしたがって申請を進めて下さい。

- ①：第4期（8～9月対象）・第5期（10月～11月対象）・第6期（12月対象）のすべてで交付決定通知書を受け取っている方
- ②：第5期（10～11月対象）・第6期（12月対象）の両方で交付決定通知書を受け取っている方
- ③：①、②に当てはまらない方

① 第4期（8～9月対象）・第5期（10月～11月対象）・第6期（12月対象）のすべてで交付決定通知書を受け取っている方

マイページへの登録後、マイページ申請およびマイページ上での即時審査が可能です。
また、マイページ審査に不備がない場合、早ければ1週間で入金がされます。



マイページに登録

ユーザーIDおよびパスワードを入手し、メールアドレスの認証を実施（第4期～第6期の交付決定通知番号を準備）



マイページでの申請情報の確認

過去の申請者情報および補助対象車両情報を確認



マイページによる審査

マイページ上で審査が実行されるので、結果を確認

② 第5期（10月～11月対象）・第6期（12月対象）の両方で交付決定通知書を受け取っている方

第5期および第6期の申請情報をもとに確認データを事務局からお送りし、お申し込みを簡単に進められます。
また、早ければ2週間程度で入金がされます。



ホームページで確認データを請求

もしくはメールで確認データの請求（第5期・第6期の交付決定通知番号を準備）



事務局よりメールで確認データを送付



メール申請

確認データを確認し、申請書類としてメール送信

③ ①、②に当てはまらない方

ホームページから申請書類をダウンロードして頂きメール・ホームページのいずれかの方法でご申請下さい。



申請書類をダウンロード

メール申請



申請書類をメール送信

ホームページ申請



申請書類をアップロード

事務局による審査 送付された申請を事務局で審査

交付決定・振込み

申請受付開始

令和5年4月18日（火）14:00～

申請受付終了

令和5年6月8日（木）16:00

